_主・・・ ブ

本件控訴を棄却する。

予備的請求につき、被控訴人は控訴人に対し金十二万円及びこれに対する昭和三十二年八月九日以降完済に至る迄年六分の割合による金員を支払え。

控訴人のその余の請求を棄却する。

当審における訴訟費用はこれを二分し、その一を控訴人の、その余を被控訴人の負担とする。

本判決は控訴人勝訴部分に限り金四万円の担保を供するときは仮にこれ を執行することができる。 〇事実

控訴代理人は、「(一)原判決中控訴人敗訴部分を次の通り変更する。 (二)被控訴人は控訴人に対し金十二万円及びこれに対する昭和三十年九月二日以降完済に至る迄年六分の割合による金員を支払え。(三)訴訟費用は第一、二審共被控訴人の負担とする。」との判決並に仮執行の宣言を求め、尚予備的請求(損害賠償請求)として、右(二)(三)と同旨の判決並に仮執行の宣言を求めた。

当事者双方の事実上の主張は、控訴代理人において、本件自動三輪車売買残代金の請求を金十二万円に減縮する。尚予備的請求として、仮に本件自動三輪車の売買契約が解除されていたとすれば、控訴人は被控訴人の債務不履行(代金支払義務不履行)に因り金十二万円の損害(本件自動三輪車の売買代金二十二万円とり控訴人において既に支払を受けた金四万円及び本件自動三輪車の価格金六万円を控除した額)を蒙つたから、被控訴人に対し右金十二万円及びこれに対する最終の担抗代金支払期日の翌日である昭和三十年九月二日以降完済に至る迄商法所定年六分の割合による遅延損害金の支払を求めるものである。と陳述した外原判決事実商示と同一であるからここにこれを引用する。当事者双方の証拠の提出援用並に認否は原判決事実の欄記載の通りであるから、ここにこれを引用する。

理由

控訴会社が自動車の販売修理を目的とする株式会社であること、控訴会社は昭和 三十年五月頃被控訴人との間に、被控訴人に対し原判決添付目録記載の自動三輪車 (以下単に本件自動車と称す)な代金二十二万円、その支払方法は同年六月一日に 金八万円、同年七月一日に金四万円、同年八月一日に金五万円、同年九月一日に金 五万円の分割払とする約定で売渡す旨の売買契約を締結したことは本件当事者間に 争がない。

そこで本件自動車の売買残代金請求につき判断するに先立ち、本件のようないわゆる所有権留保約款附月賦販〈要旨〉売契約の法律的性質並に右契約に基づく法律関係につき考察する。凡そ自動車等の月賦販売契約において特約〈/要旨〉により売主が買主より代金の完済を受けるまで売買の目的物件(以下単に目的物件と称する)の所有権を留保した上、売買契約成立と同時に目的物件を買主に引渡し、買主はこれを使用することができる場合、買主は代金を完済するまでは売主において所有権を留保している目的物件を占有使用することとなり、一見使用貸借類似の法律関係が生ずることとなるけれども、この場合売主が目的物件の所有権を留保するのは代金債権担保のためであるのはいうまでもなく(尤も右担保の趣旨は、目的物件の所有権を売主において留保することにより買主に対し代金債務の履行を促す心理的効果

に重点があると見るべきであろう)解すであり、は当然に目的物を完済したときは当然に目的物を完善であると関連をであり、即ち買主が代金を完善している。 ときに移転するものと解すに移転する合意が出事者間にたっているの所有権を買主に移転するのが相当でもの引渡を連ました。 のののでは、これのでは、

今本件の場合につき観るに、控訴会社は被控訴人に対し本件自動車を代金はこれを四回に分割して毎月一日に支払う約で販売し、売主たる控訴会社は代金債権を担保するため被控訴人が代金を完済するまでは本件自動車の所有権を留保した上売買契約締結と同時に本件自動車を買主たる被控訴人に引渡し、被控訴人はこれを使用していたものであること前叙認定の通りであるから、本件自動車についても叙上説示に照し売買契約と別個に使用貸借契約が成立したものと見るのは相当でない。

そこで本件売買契約がなお存続しているか否かの点につき検討を進めるに、控訴 会社は、本件自動車につき売買契約とは別個に使用貸借契約が成立していることを 前提とし、且つ被控訴人との間に被控訴人が代金の分割弁済を怠つたときは当然右 使用貸借契約が終了するものとする趣旨の特約があつたものとして、本訴において 被控訴人に対し本件自動車の使用貸借契約終了を理由に本件自動車の引渡を求める と共に本件自動車の売買契約は依然存続しているものとして売買残代金の支払を求 めているものであること記録上明らかである(但し右自動車引渡請求については、 控訴会社は第一審において勝訴し、これに対し被控訴人は控訴または附帯控訴を提 起していない)。しかし本件自動車につき売買契約とは別個に使用貸借契約が成立 していると解することの相当でないことさきに判断した通りであり、また本件売買 契約については買主たる被控訴人が代金の支払を怠つたときは催告を要せずして売 主たる控訴会社において売買契約を解除することができる趣旨の特約が結ばれていたこと並に被控訴人が約旨に基づく代金の支払を怠つたことはさきに認定した通りであるから、控訴会社が本訴の提起により被控訴人に対し売買の目的物件である本 件自動車の引渡を請求したのは、法律的には売主たる控訴会社において前記特約に 基づき被控訴人の代金支払義務不履行を理由に本件売買契約を解除する意思表示を 黙示的になし、右解除に因る原状回復義務の履行として本件自動車の引渡を求めた ものと推認するのが相当である。然らば右売買契約解除の意思表示は本件訴状が被 控訴人に送達された日であること記録上明らかな昭和三十一年六月二十四日効力を生じたこととなり、本件自動車売買契約は同日適法に解除されたものといわなければならない。従つて本件売買契約がなお存続していることを前提として被控訴人に 対し本件自動車の売買残代金の支払を求める請求は、被控訴人の主張に対する判断 をなすまでもなく、理由がないことに帰着する。

でので控訴会社の予備的請求(損害賠償請求)につき判断する。解除権の行使は損害賠償の請求を妨げないこと民法第五百四十五条第三項の明定すると合うであるから、買主の代金支払義務不履行を理由に売主が売買契約を解除した場合売主は買主に対し買主の右代金債務不履行に因り蒙つた損害の賠償(但し填補賠償)を請求することができることはいうまでもない。而して右の場合売主が買主に対に売買の目的物件を引渡しているときは、その損害賠償の範囲は売主が本来買主に売買の目的物件を引渡しているときは、その損害賠償の範囲は売主が本来買主に対し請求し得た筈の売買代金額より、売主が買主に対し目的物件の価格を控入ることによる利益換言すれば原則として契約解除時における目的物件の価格を控入した額と解するのが相当である。そこで本件の場合につき観るに、本件自動車の売買代金額が金二十二万円であつたことは当事者間に争がなく、内金四万円は既に控

訴会社において支払を受けていることはさきに認定した通りであり(右金四万円は 原状回復義務の履行として被控訴人に返還すべきもの)、また原審証人Aの証言に 徴すれば、本件自動車は車の年式が古いため(一九五三年式)、価格の下落甚しい 上、仮処分執行に際しタイヤを外してこれを被控訴人に渡し、本件自動車にはタイヤがないため、前記契約解除時における本件自動車の価格は金六万円を出でないことを窺うことができるから(原審におけろ被控訴本人の供述中右認定に牴触する部分は措信し難い)控訴会社は被控訴人に対し本件自動車の返還を受けることに り既に支払を受けた前記金四万円と被控訴人より本件自動車の返還を受けることに よつて得る利益金六万円とを控除した残額金十二万円を契約解除に因る損害賠償と して請求できる筋合である。

尚被控訴人は、元来本件自動車の売買契約に際しては、一年後に若し被控訴人において本件自動車を必要としないときは、控訴会社がこれを代金二十万円で買取る旨の特約がなされていたことを前提として、種々主張するところがあるが、被控訴人の主張するような右特約が結ばれていることを認めるに足る十分な証拠がないから、右特約の存在を前提とする被控訴人の主張はいずれも理由がない。然らば被控訴人は控訴会社に対し損害賠償として前記金十二万円及びこれに対する本件控訴状(右予備的請求は当審において始めて主張するに至つたもの)送達の翌月であること記録上明らかな昭和三十二年八月九日以降完済に至る迄商法所定年六分の割合による遅延損害金を支払うべき義務があるものといわなければならない(契約解除に因る損害賠償支払義務はその支払の請求かあつた翌月から遅滞に陥るものと解すべきである)。

仍て本件売買代金請求を排斥した原判決は相当であるから、本件控訴は理由がなくこれを棄却すべきも、控訴人が当審において追加した予備的請求は右認定の限度において正当であるから、その部分を認容し、その余の部分は失当であるから、これを棄却することとし、民事訴訟法第三百八十四条第八十九条第九十二条第百九十六条を適用して主文の通り判決する。

(裁判長判事 石丸友二郎 判事 浮田茂男 判事 橘盛行)